

明石市工場緑地のあり方検討会による答申及び 明石市工場立地法の特例措置及び周辺地域における生活環境等の向上に資する 取組の推進に関する条例（素案）について

工場緑地面積率については、産業界から市内産業の活性化を図るため、緩和の要望を受けており、一昨年(2021年)の12月市議会において明石商工会議所から提出された工場立地法による緑地面積率等の緩和に関する請願が採択されたところです。

一方、面積率の緩和は市民生活に影響を及ぼすため、市民の十分な理解が必要であることから、学識経験者をはじめ経済団体、環境団体、市民・地域代表によって構成する明石市工場緑地のあり方検討会を設置し、明石市のSDGsの理念に基づくまちづくりの考え方を踏まえ、経済・環境・社会の三側面による総合的な検討が行われてきました。

このたび、検討会から工場緑地のあり方として、地域産業の活性化と生活環境の向上を目指し、工場緑地面積率の緩和とともに、特定工場を設置する者と地域、そして市がパートナーシップによる取組を進め、緩和前よりも三側面にプラスの効果を生み出す三方よしの「明石市版ネット・ポジティブ・インパクト制度」の導入に関する答申書が取りまとめられ、市へ提出されました。

ついては、答申書を踏まえた「明石市工場立地法の特例措置及び周辺地域における生活環境等の向上に資する取組の推進に関する条例」（素案）を作成しましたので報告します。

1 明石市工場緑地のあり方検討会答申書

(1) 答申書の概要

背景	<ul style="list-style-type: none"> 工場立地法（緑地面積率等の基準） 産業界からの緩和の要望 明石市工場緑地のあり方検討会の設置 		
検討内容等	<ul style="list-style-type: none"> 検討会等の開催状況 特定工場の現状と課題 工場緑地の役割・機能 その他考慮した事項 		
基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> 「SDGs未来安心都市・明石」のまちづくりの整合性 緩和の有無と対象エリア ネット・ポジティブ・インパクトの考え方の導入 「明石市版ネット・ポジティブ・インパクト制度」の導入 		
緩和する面積率	用途地域	面積率	
	工業専用地域 工業地域 準工業地域	緑地面積率	人工島：5%以上 市街地：10%以上
			環境施設面積率

明石市版ネット・ポジティブ・インパクト制度	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイドライン ・明石市ネット・ポジティブ・インパクトアドバイザー会議 ・緑地整備や緑化推進に対する寄附 ・地域協定の締結（パートナーシップ協定）
附記	<ul style="list-style-type: none"> ・答申に対する検討会での意見

(2) 答申書
資料1のとおり

(3) 明石市工場緑地のあり方検討会【資料概要】
資料2のとおり

2 条例素案の概要

(1) 名称

明石市工場立地法の特例措置及び周辺地域における生活環境等の向上に資する取組の推進に関する条例

(2) 主な内容

① 目的（第1条関係）

- ・工場立地法に基づき、法準則に代えて適用すべき準則を定めるとともに、市、特定工場及び地域住民が特定工場の周辺地域における生活環境等の向上に資する取組を行うことにより、本市の地域産業の活性化、地域における生活環境等との調和及びパートナーシップのまちづくりを推進することを目的とします。

② 指定する緑地面積率等（第3条関係）

用途地域	面積率	人工島	市街地
工業専用地域	緑地面積率	5%以上	10%以上
工業地域 準工業地域	環境施設面積率	10%以上	15%以上

③ 「明石市版ネット・ポジティブ・インパクト制度」（第6条関係）

- ・特定工場の新設や変更の届出を行おうとする者が、法準則に定める割合を下回り、緑地を整備しようとする場合、明石市版ネット・ポジティブ・インパクト制度（緑地の減少後における周辺地域の経済、環境及び社会の全体が、緑地の減少前と比べてより良いものとなること。）として、市、当該特定工場を設置する者及び地域住民のパートナーシップの下、周辺地域における生活環境等の向上に資する取組で、かつ、明石市ネット・ポジティブ・インパクトアドバイザー会議における評価及び助言を受けて行う取組（以下、「緑化等の取組」という。）が行われなければならないものとします。
- ・対象事業者は、緑化等の取組として、良質な緑地の形成、二酸化炭素排出量の削減、地域貢献活動その他の取組を実施するものとします。
- ・ただし、これにより難しい場合は、市が行う緑化の推進のための寄附を行うことをもって代えることができることとします。

④ 明石市ネット・ポジティブ・インパクトアドバイザリー会議（第7条関係）

- ・明石市版ネット・ポジティブ・インパクトの達成に向けて、企業の取組を支援するため、緑地面積率の緩和後における周辺地域における生活環境等について、緩和する以前よりも向上しているか総合的に評価するとともに、専門的な立場で必要な助言や提案を行うための第三者機関として、明石市ネット・ポジティブ・インパクトアドバイザリー会議を設置します。
- ・アドバイザリー会議は、企業の取組について市へ意見を述べ、市は企業に対して意見に基づいた取組を求めます。

⑤ 地域協定の締結（第8条関係）

- ・緑地面積率等の緩和は地域の理解が不可欠であることに加え、特定工場と地域の共存を目指し、パートナーシップによるまちづくりを推進する観点から、緑化等の取組などについて、特定工場とその立地する地域の住民及び市は協定を締結することとします。

⑥ 情報の提供及び表彰（第9条関係）

市は、企業が協定に基づいて行う緑化等の取組について市民へ情報提供するとともに、当該緑化等の取組が地域における経済、環境及び社会の全体に著しく良好な影響を与えたと認めるときは、その功績を表彰することができるものとします。

⑦ 施行期日（附則第1項関係）

令和4年4月1日から施行することとします。

⑧ 条例の見直し（附則第2項関係）

本条例の施行状況、社会情勢の推移等を勘案し、この条例の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うこととします。

(3) 条文案

資料3のとおり

(4) 今後のスケジュール

2022年1月15日～2月13日	パブリックコメントの実施
2022年2月21日	条例案を議会提出
2022年4月1日	条例施行（予定）